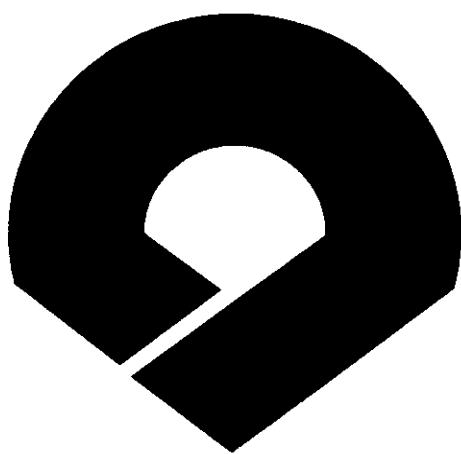


No.

設計業務等標準積算基準書



令和7年7月

和歌山県県土整備部

1. 総則

和歌山県県土整備部所管事業の設計業務費等の積算については、下記の積算基準書の記載内容を別添のとおり読替え適用する。

- 設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和7年度版

2. 参考資料

○第1編 総則 第1章 総則(参考資料) 第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い

設計に使用する価格は、原則として、**設計書作成時**における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。

(設計に使用する価格) = (内税価格) ÷ (1 + 消費税率)

なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。

(参 1-1-1)

○第1編 総則 第1章 総則(参考資料) 第2節 設計等における数値の扱い 2-2 端数処理等の方法

(3) 物価資料を用いる単価

<削除>

(参 1-1-1～参 1-1-2)

○第1編 総則 第1章 総則(参考資料) 第2節 設計等における数値の扱い 2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

(参 1-1-2)

○第1編 総則 第2章 積算基準(参考資料) 第1節 積算基準 1-3 旅費交通費

1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1)

通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。

現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。

地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため、別途計上しない。

連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h × ○ h
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料
〃	〃	日	1			供用日当り損料

連絡車(ライトバン)運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。

(参 1-2-6)

○管理費区分入力基準表

管理費区分は、諸経費等の算定にあたり、対象額・非対象額の区別を行うものであり、下表のとおりとする。

管理費区分	内 容	備考
空白	上位レベルの区分に従う	
9	諸経費、率計上の経費（旅費交通費除く）の非対象	
A	設計業務費、設計業務人件費の対象とする場合	港湾関係の業務委託（その他積算）時に適用
B	設計業務費、旅費人件費 1 の対象及び安全費の非対象とする場合	
C	設計業務費、事務用品費の対象とする場合	
D	設計業務費、設計業務人件費、事務用品費の対象とする場合	
E	設計業務費の対象及び安全費の非対象とする	
I	諸経費の非対象	測量業務及び地質調査業務（一般調査）：諸経費 地質調査業務（解析調査）及び設計業務：一般管理費等
L	電子成果作成費の非対象	
S	間接調査費中の施工管理費、電子成果作成費の対象	
Y	安全費の非対象	
Z	（測量）安全費、電子成果作成費の非対象	